

高度救命救急センターについて

1 県内の救急医療体制について

県内における特殊疾病患者は年間で、広範囲熱傷が数件程度、指肢切断が 20 件、急性中毒が 35 件程度です。このうち広範囲熱傷患者については、愛知県へドクターヘリの転院搬送により対応する場合もあり、県内で対応できる体制を整備する必要があります。

2 高度救命救急センターの整備について

令和 2 年度に実施した第 7 次三重県医療計画の中間見直しにおいて、高度救命救急センターを指定するにあたっては、

- ・本県の南北に長い地理的要件を考慮し「ドクターヘリ基地病院であること」
 - ・特殊疾病は災害時に多数の発生が想定されることから、災害時の対応の中心となる「災害拠点病院であること」
- を考慮する必要があるとされました。

<整備基準>

(参考：救急医療対策事業実施要綱)

独自要件		ドクターヘリ基地病院及び災害拠点病院である。
診療機能		広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する。
職員配置	医師	常時高度救命救急医療に対応できる体制をとる。 特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておく。
	看護師等	特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保する。 特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておく。
設備		必要な医療機器を備える。

3 今後の進め方について

上記整備基準から、三重大学医学部附属病院に高度救命救急センターを整備する方向で、議論を進めていきたいと考えています。

<高度救命救急センター指定に関する手続き>

- ①三重県医療計画への記載（救急医療部会での協議）
- ②救急医療部会における審議及び承認
- ③知事による高度救命救急センター指定
- ④厚生労働省への報告